

2021 年9月議会 一般質問

2021 年 9 月定例市議会は、日本共産党福山市議団を代表して、
高木たけし市議が一般質問を行いました。

第一質問と答弁をお知らせします。

9 月 16 日
午前 10 時～

高木たけし市議

1. デジタル化外部人材の任用について -----	3
2. 水泳場の再編計画について -----	7
①市民プールの利用機会の減少について -----	7
②学校教育における水泳授業の減少について -----	9
3. 生活保護行政について -----	12
①新型コロナ生活困窮者自立支援金について -----	12
②生活保護バッシングについて -----	13
③ホームページの改善について -----	13
④ポスターの掲示について -----	14
4. 保健行政について -----	16
①医療提供体制について -----	16
②行政検査の拡充について -----	17
③学校等での感染への対応について -----	18
5. 介護保険制度改正について -----	20
①介護保険制度改正による本市の影響について -----	20
②補足給付見直しに伴う自己負担増に対する 市独自の支援について -----	21



6. 中小業者支援について-----	23
①市独自の支援金の支給について-----	23
②市独自の融資制度について-----	23
③県内産木材活用への助成金について-----	24
④住宅リフォームの助成制度について-----	24
7. 地球温暖化対策について-----	27
8. 浸水・盛土対策について-----	33
①治水について-----	33
②浸水対策について-----	35
③床上浸水被害の水道料金減免について-----	38
④災害見舞金について-----	39
⑤盛土問題について-----	40
9. 農業振興について-----	42
①日本の農政の課題について-----	42
②農業従事者支援について-----	43
10. 森林整備について-----	46
11. 鞆町の重伝建保存地区の拡大について-----	49
12. 教育行政について-----	53
①コロナ禍での学校統廃合について-----	53
②山野小学校と山野中学校について-----	54

高木たけし市議：デジタル化外部人材の任用について、7月に公表された国の手順書を受け、要綱の策定や協定書等の見直しをしたのか、お答えください。

当初の協定書や留意事項には、職務専念義務や、1社を除き信用失墜行為禁止の定めはなく、所属企業の入札制限ありません。守秘義務のみで利益相反や官民癒着を防げるとは言えません。手順書で示されているように、公正性を確保するための服務等の任用規律や入札制限を要綱で定めることを求めます。ご所見をお示してください。

これまでに外部人材の4人が行なった業務内容の具体を、それぞれお答えください。

最高デジタル責任者について、市長は6月議会で「デジタル化推進の司令塔として行政内部と連携・協議しながら…実行計画の作成や施策の構築を担っていただく」と答えていますが、本市との間に雇用契約はなく、委嘱状が交わされたのみです。

委嘱という規定は民法にはありませんが、両者は業務委託契約を結んでいるのか、お答えください。

地方公務員法が適用されず、任用根拠も不明確な営利企業の社員が行政内で重要な権限を持つことは、中立・公正性に著しい疑念を生じさせます。デジタル化は、市政のあり方に大きな影響を及ぼすものであり、巨大な利権がかかわる事業です。最高責任者は、任期の定めのない常勤職員が務めることを求めます。ご所見をお示してください。

本市は、「自前主義」を脱却するとして、外部人材活用のトップランナーとなってきました。しかし、地方自治体の基本的責務は住民の福祉増進であり、自治体職員は住民の意思に基づき、自主的に地域の行政を処理することが求められます。デジタル技術の活用についても同様です。昨年の特別定額給付金の支給で各地の自治体が混乱する中、愛知県大府市(おおぶし)は、市職員が自前でシステムを開発して迅速に事務を進めるとともに申請の対面支援も強化し、多くの市民から感謝の声が寄せられたと報じられています。本市も、外部人材などによるトップダウンではなく、職員自身がデジタル技術を生かして自主的に政策立案できるよう研修機会を設け、経験やノウハウを蓄積する体制を構築すべきです。

ご所見をお示してください。

市長答弁：高木議員の御質問にお答えいたします。

始めに、デジタル化外部人材についてであります。

今年４月に、本市は、公正性の確保を要件とする受入基準などを定めた福山市外部専門人材受入要綱に基づき、外部人材が在籍する企業との協定書を締結しています。

７月に、総務省より「自治体 DX 全体手順書」が示されましたが、要綱及び協定書のいずれについても国が示す内容を充たしており、見直しを行う予定はありません。

次に、４人の外部専門人材については、産業・地域・行政の各分野のデジタル化実行計画の策定に向けて、必要な助言・提案のほか、各種事業の確認や資料の作成業務に当たっています。

なお、最高デジタル責任者(CDO)へは、委嘱状による契約を行っています。

CDO については、デジタル技術が日々進歩し最新の知識が求められています。そのため、豊かな経験と

人的ネットワークを有した人材を外部から受け入れることが適切と考えています。

また、職員については、デジタルの知識を学んでいく必要があるため、これまでの研修に加え、今後も効果的な研修を実施していきます。

高木たけし市議：水泳場の再編計画について、市民プールの利用機会の減少について伺います。

長年市民に親しまれていた竹ヶ端運動公園水泳場と丸之内公園水泳場が昨年度廃止され、市中央部で利用できるプールはローズアリーナとメモリアルパークの2カ所となりました。しかし今夏、ローズアリーナは東京五輪の選手団の事前合宿で練習会場となっており、選手団の練習や競技会で週末はほとんど市民が利用できない状況でした。また、メモリアルパークはコロナ対策で入場が制限されたため、週末には長蛇の列ができ、入場もできずに帰らなければならない状況も生じています。竹ヶ端運動公園のプールの再建設を求める署名が2月と5月に合計2285筆提出されており、市民からプールを利用する機会が著しく減少していることへの不満の声が上がっていますが、現状について認識と改善策をお示してください。

我が党は、詳細な利用者調査や市民の意見募集、地域住民への説明が無いまま、水泳場の再編が行われていることを指摘してきました。あらためて詳細な調査を行うべきです。ご所見をお示し下さい。

感染状況が改善されたとしても不足状況が改善するとは限りません。再編計画の見直しも必要と考えます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、水泳場の再編についてです。まず、水泳場の利用機会についてです。

水泳場については、コロナ禍のため、利用制限や休館により、市民の皆様にはご不便をおかけしていますが、2024年度(令和6年度)中に緑町公園内に、通年利用が可能となる屋内プールを追加新設することとしています。

これにより、福山ローズアリーナ、竹ヶ端公園プール、そして丸之内水泳場市内の3施設のプール利用者数が2018年度52,012人でありましたが、再編後は、通年利用で可能となるため、約6割近く利用期間が増えることになります。

次に、利用者調査についてです。2020年(令和2年)2月に策定した「福山市スポーツ施設再編方針(庭球場・水泳場)」は、市議会議員、学識経験者、施設利用の代表者等で構成するスポーツ振興審議会に諮問し、市民や施設利用者の意見を反映しており、改めて、調査は

行いません。

また、本再編方針は、老朽施設の廃止・縮小のみでなく、再整備や拠点化により、市民が将来にわたって、スポーツ施設を安心・安全にご利用いただくとともに、本市の持続的なスポーツ振興に資するものであり、見直しは考えていません。

高木たけし市議：学校教育における水泳授業の減少について伺います。

今年度、コロナ感染予防の観点から、小・中学校において水泳授業を中止したのは 72 校、実施もしくは予定しているのは 31 校です。市民プールの減少だけでなく水泳授業も減少すれば、子どもの水泳技術の獲得にも大きな影響があります。水泳技術の獲得は、豊かなスポーツライフにつながるだけでなく、災害や事故から命を守るためにも重要と考えますが、教育長の認識をお答えください。

文科省は児童生徒の身体間隔を2メートル以上保つこと、更衣室の利用を少人数にとどめることなどの感染症対策を求めています。授

業の中止には言及していません。多くの学校で水泳授業が中止になっていますが、水泳授業での感染対策における設備や人員体制について、課題の認識をお答えください。

水泳授業を実施した 31 校の内、13 校が公共プールもしくはスポーツクラブなどの民間プールを利用し、インストラクターによる水泳指導も行われています。多くの学校が水泳授業の中止を判断した中で、学校外プールでの水泳授業が実施された理由と、外部人材による指導についての今後の方針をお示し下さい。

地域に学校外プールが無ければ授業が実施できない状況が生じてはなりません。文科省が示す感染症対策の基準に対応できるプール設備を整備し、人員配置の拡充で安心して水泳授業が自校で実施できるようにすべきです。ご所見をお示し下さい。

2016 年のスポーツ行政の市長部局への移管以来、「福山市スポーツ振興計画」で観光と産業との連携効果による経済効果の視点が強化され、自治体が設置するスポーツ施設が有していた社会教育上の役割が後退しています。市民プールは「だれもが、いつでも、体力や目的に応じて利用できる施設」として捉えなおし、学校教育との連携で子ども

の水泳機会を保障すべきです。

水泳場の再編計画を見直し、市民プールの存続と増設を行い、学校プールは今後も維持することを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：教育行政について、お答えします。

水泳は、水の中で運動する楽しさや喜びを味わい、様々な泳法を身に付けることで、自分の命を守ることにつながる学習です。

感染対策の課題は、プールサイド、更衣室などで身体的距離を十分に確保できないことです。

公共及び民間プールでは、身体的距離を確保できるため、水泳授業を実施しています。

また、複数のインストラクターにより、安全かつ専門的な指導を受けることができ、今後も継続してまいります。

学校プールにおいて、感染対策の基準を満たす施設の整備及び人員配置の拡充は、考えていません。自校で水泳授業を行う学校のプールは、長寿命化に取り組めます。

高木たけし市議：生活保護行政について

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、伺います。この支援金は、新型コロナの影響で生活に困窮した世帯に最大月額10万円を3か月支給するものです。

福山市では、7月1日から8月31日までに申請は71件、支給決定は53件でした。不支給は4件でその主な理由は、収入が基準以上だったとのこと。福山市は、対象と見込まれる257世帯に申請案内を送付等していますが、申請が71件にとどまった理由を、どのように分析しているのか、お示してください。

また、同制度は、求職活動や生活保護の申請が要件となっていますが、71件のうち生活保護を申請した人数をお示してください。

市長答弁：次に、生活保護行政についてであります。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」についてであります。

対象と見込まれる世帯に対しては、申請書の送付等により、制度の周知を行っており、収入・資産要件など当該支援金の支給対象に該当する世帯からの申請があったものと考えています。

なお、このうち、生活保護を申請された方は、いません。

高木たけし市議：生活保護バッシングについて伺います。

かつて自民党国会議員らが行なった生活保護バッシングは、制度に対する否定的な見方を一層強め、その利用を妨げる要因になっています。いまだに、著名なタレントが、生活保護利用者やホームレスの人に対するヘイト発言を行うなど、生活保護利用者への差別が繰り返される状況があります。

ヘイト発言の直後、厚労省は公式ツイッターで「生活保護の申請は国民の権利」と発信しましたが、この立場を、今こそしっかり堅持することが重要です。市長は、生活保護バッシングをどのように認識しておられるのか、お答えください。また生活保護は権利であることを表明し、利用をためらわないよう市民に呼び掛けることを求めます。ご所見をお示しください。

ホームページの改善について伺います。

福山市のホームページでは、「生活保護を受ける前に」資産の活用や扶養義務者からの援助など、まず自助・共助の努力が強調されていま

す。生活保護に抵抗感がある中、相談をためらわせることになりかねません。全国では、厚労省がホームページを改善したのをきっかけに、多くの自治体がホームページに「生活保護の申請は国民の権利です。ためらわずに相談を」と大きく掲載するようになりました。また、生活保護の種類や保護費のモデルケースなどの制度案内や扶養義務の履行が期待できない場合は扶養照会を行わないことを事例とともに明記し、コロナ禍で車や商売道具を手放さなくても保護を利用できる場合があることなどを丁寧に掲載する自治体が増えています。

福山市も、生活保護の申請が国民の権利であることを強調し、厚労省や他自治体のホームページも参考にして、制度を分かりやすく周知し、気軽に相談できるよう改善することを求めます

ご所見をお示しください。

ポスターの掲示について伺います。

札幌市や滋賀県野洲市は、生活保護についてのポスターを独自に作成しています。「生活保護の申請は国民の権利です」と大きな文字で記載するとともに、「新型コロナで収入が減った」「給料が低くて生活できない」「小さい子どもがいてフルタイムで働けない」「私たちの年金では

暮らせない」など、様々に困っている人の事例を掲載し、多くの人が対象になることがわかりやすく周知されています。

福山市も、ポスターを作成し、公共施設やバス、商業施設などにも協力してもらい、広く掲示することを求めます。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、生活保護に関する発言や書き込みについてであります。

生活保護は、憲法に定める国民の権利であり、引き続き、丁寧な説明を行っていきます。

制度の周知については本庁・支所の窓口やホームページで、制度内容を正しく、分かりやすく紹介しています。

今後も、さらに分かりやすい周知に努めていきます。

高木たけし市議：保健行政について、医療提供体制について伺います。

福山市の感染状況は経験したことのないスピードで拡大し、8月から確認された感染者は1500例を超えています。市内の宿泊療養施設が8月の中旬には不足状態となったことから、自宅療養者や濃厚接触による自宅待機者も多数生じる事態となりました。

これに対し、感染症病床・宿泊療養施設の拡充、自宅療養者へのパルスオキシメーターの整備などが図られていますが、未だに感染の収束は見通せず、さらなる医療提供体制の充実が必要です。

新型インフル特措法では、臨時医療施設の設置は行政の義務であることが示されています。宿泊療養施設における医療機能の強化、臨時の医療施設の設置を県へ強く求めるとともに、市としても協力医療機関・後方支援医療機関・自宅療養者への健康観察等の医療体制強化が必要です。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、医療提供体制についてであります。

医療提供体制の強化のため、先月、知事との会談において、限られた医療資源の効果的な活用策について提案いたしました。これを受け、市内に新たな宿泊療養施設が2か所確保されるとともに、酸素ステーション

の設置に向けた検討も始まりました。

また、後方支援医療機関の活用や、自宅療養者の経過観察の適切な実施など、引き続き、地区医師会、医療機関と連携していきます。

高木たけし市議：行政検査の拡充について伺います。

市内の事業所や福祉施設でのクラスター感染が多数発生しており、初動の行政検査による早期発見で、感染拡大を防止することが重要です。しかし、現在流行しているデルタ株の感染力は水疱瘡並みと強力であり、これまで新型コロナの感染経路は「飛沫もしくは接触」によるものとされていましたが、「空気感染が主な感染経路」という指摘もあり、今の濃厚接触の定義による行政検査では補足しきれない感染者が生じる可能性があります。「接触者」も行政検査対象とすべきと考えますがご所見をお示し下さい。

福山市役所内においてもクラスターが発生しました。市民生活を守るために重要な役割を担っている行政職員が感染した場合には全庁的な検査を実施すべきと考えますがご所見をお示し下さい。

岐阜県が導入した全自動PCR検査装置は、1回あたり最大96件の

検査につき職員の作業は30分程度、一日最大960件処理することができ、結果が判明するまでの時間と労力の短縮により迅速な対応にかなげることができます。独自の検査機器導入により行政検査機能の拡充を求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、行政検査の拡充についてであります。

本市では感染者に対して、積極的疫学調査により、濃厚接触者や接触者を把握したうえで行政検査を実施しており、行政職員が感染した場合でも同様の扱いとしています。

PCR 検査については、市において、早い段階から前の検査機器を導入して検査能力の向上を図るとともに、民間検査機関の活用によって、検査機能の拡充を行ってまいりました。新たな検査機器の導入は、考えていません。

高木たけし市議：学校等での感染への対応について伺います。

市内の学校や保育所でも多数の感染事例が生じ、休業も相次いでいますが、保護者は仕事を休めない実態があります。学校等の臨時休業

の際には、保護者に小学校休業等対応助成金制度を周知し、育児のための休暇の取得を促すことを求めます。ご所見をお示し下さい。

答弁：次に、学校等での感染への対応についてです。

「小学校休業等対応助成金・支援金」の制度については、国において詳細が決定したのち、学校等を通じて保護者へ周知することとしています。

高木たけし市議：介護保険制度改正について伺います。

高額介護サービス費の自己負担上限額引き上げ、補足給付における食費の負担額の改悪が本年 8 月 1 日から施行されました。

厚労省は、高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げについては、対象者 3 万人、影響額 10 億円、補足給付の見直しについては、対象者 27 万人、影響額は 100 億円であることを明らかにしています。本市におけるそれぞれの対象者数、影響額についてお答えください。

補足給付の見直しでは、第 1 に「本人 1000 万円以下」だった給付における資産要件基準が「本人 650 万円以下」に厳格化されました。要件の厳格化は介護給付からの閉め出しに他なりません。対象者の段階別の人数内訳を前年度との比較も含めてお答えください。

第 2 に、収入要件が「本人の年金収入120万円超」の段階の人の食費負担は、施設入居者の場合、月額 5 万 9000 円から 8 万 2000 円に増え、年換算で 26 万 4000 円の負担増となります。市内でも、老々介護でショートステイを利用していたが今回の改定で出費が増加し、年金収入が少ないため利用回数を削減せざるを得なくなったというケースが生じています。

コロナによって市民の暮らしが切迫している時に、大幅な負担増で介護サービスの利用を制限することはあまりに冷酷です。

この度の制度改悪による市民への影響について認識をお示し下さい。影響についての詳細な調査を行うべきです。ご所見をお示し下さい。

補足給付は 2005 年の制度改悪によって施設入居者の食費・居住費が全額自己負担にされたものの、負担があまりに大きいことから住民税非課税世帯の負担軽減策として導入されました。ところが今回の見直しは、「公平性や負担能力に応じた負担を図ること」を目的としており、そのために低所得者対策を縮小するというのであれば、そもそもの制度の主旨と大きく矛盾します。

今回の補足給付の見直しの撤回を国に強く求めるべきです。また、見直しにかかる負担増分は本市独自に軽減すべきです。それぞれご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、介護保険制度改正についてであります。

高額介護サービス費の見直し後のサービス利用実

績は、審査支払機関で審査中のため、影響を受ける人数や金額については、現段階では把握できません。

食費・居住費に係る補足給付について、預貯金等の資産要件の見直しにより軽減対象から外れた方は、全体で約 400 人と見込んでいます。

また、対象者のうち、年金収入等が 120 万円を超える方は、本年 8 月時点で 1,860 人です。

なお、この中には、施設に継続入所している方のほか、ショートステイの利用者や、サービスを利用していない方も含まれており、影響額については、現段階では把握困難です。

今回の制度改正は、収入や預貯金の面で負担能力がある方について、相応の負担をしていただくことで、利用者間での負担の公平性と、介護保険制度の持続可能性を高めるものと考えています。

なお、低所得者の負担軽減については、総合的かつ統一的な対策を講じるよう国に要望しており、本市独自の負担軽減策は、考えていません。

高木たけし市議：中小業者支援について伺います。

今年に入ってから全国で緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が発令されなかった期間はわずか 11 日間しかなく、首都圏や関西圏での自粛期間の長期化による影響は、福山市の飲食店や宿泊施設等においても小さくはありません。この度の自粛期間も合わせれば、時短もしくは休業の期間は今年だけで 83 日間にも及び、コロナ禍による事業者の苦境が続いており、手厚い支援が必要です。

先の緊急事態宣言における飲食店への協力支援金や、月次支援金は支給決定まで非常に時間がかかっており、多くの事業者の手元に支援金が届いていない状況です。このままでは固定費の支払いも滞ってしまうという声が上がっています。市内業者の事業継続のために、当面の固定費支援を目的とした、簡便な手続きで早期に支給できる支援金を市独自に行うことを求めます。ご所見をお示し下さい。

広島県が行った県内 830 社に対するアンケート調査によると、2019 年との比較で資金繰りが「良くなった」もしくは「変わらない」との回答が 66%でしたが、そのうちの半数近くは補助金や金融機関からの借入れを行って資金繰りをしており、今後も補助金や借入れを検討している企業の割合は約 5 割であるとしています。

しかし、3 年間実質無利子・無担保のコロナ対応融資の取り扱いは、すでに終了し、政策金融公庫による特例融資も、昨年 6 月に融資を受けた大半が今年から返済が始まることで審査が厳しくなることが予想され、追加融資を受けることが難しい状況になっています。本市の中小企業への追加融資についての必要性についてお示し下さい。

三条市では、同市内の金融機関と連携し、昨年の持続化給付金が支給されるまでのつなぎ資金の無利子融資を行っています。支援金を申請している事業者に対して保証人の必要ない融資制度を行うことを求めます。ご所見をお示し下さい。

ウッドショックによる資材の高騰が続き、「必要な資材が確保できず見積もりが出せない」「工期が守れない」など、建設業界から悲鳴が上がっています。木材の供給が外国産材に偏っているため、国産材の活用が必要ですがコストが合わずなかなか使われていません。県内産材の活用への助成金を求めます。ご所見をお示し下さい。

上越市ではコロナ不況の経済を刺激するために住宅リフォームの助成制度の拡充を行ったところ、想定の 3 倍以上の申し込みがあり、大きな経済効果があったそうです。本市でも住宅リフォームの助成制度を行うべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、中小業者支援についてであります。

本市では、5月から9月までの緊急事態措置などの影響を受け、売上が大きく減少した卸・小売・サービス業を中心とした幅広い事業者を対象に、最大100万円を支援する「中小事業者売上回復応援金」を、市独自に創設します。

市内の中小企業の融資状況については、無利子・無担保の感染症特別貸付を取り扱う日本政策金融公庫福山支店において、現在、融資の相談・申込は、1日に5件程度で、コロナ以前と同程度と伺っています。

据置期間を1年程度としている事業者に対しては、据置期間の延長や借換による対応が行われています。

過度の借り入れは、事業者にとっても望ましいものではなく、金融機関では、販路拡大や固定費削減等の経営改善に積極的に関与されています。

市独自の無保証の融資制度の創設は考えていません。

次に、県内産の木材利用促進及び支援についてです。

本市は、2013 年(平成 25 年)に策定した、福山市公共建築物等木材利用促進方針に基づき、公共建築物の木造化と、県産材の使用に努めており、公共建築物の床面積に対する木造率は、公表されている 2015 年度(平成 27 年度)から 2019 年度(令和元年度)までの間で、県内トップです。

なお、県からは、県産材の安定した供給が継続されていると伺っており、本市として新たな制度を設ける考えはありません。

次に、住宅リフォームの助成制度についてであります。

本市においては、住宅改修に対する「福山市木造住宅耐震化促進補助事業」等の補助制度に加え、税制優遇、融資貸付など、さまざまな助成制度があり、新たな制度を創設することは考えていません。

以上

高木たけし市議：地球温暖化対策について質問します

世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつや海面上昇など、気候危機と言うべき非常事態が起きています。

今年8月、国連IPCC報告書は「人間の影響が温暖化させてきたのは疑う余地はない」と断定しました。パリ協定は世界の平均気温の上昇を産業革命前より 1.5 度以内に抑えることを求めています。すでに平均気温は 1.1 度上昇しており、破局的な気候変動を回避するために取組む時間は長く残されていません。気候変動による危機的状況について市長はどのように認識しておられるでしょうか、お答え下さい。

菅・自公政権は昨年「2050 年カーボンニュートラル」を掲げましたが、多くの問題があります。第一は、2030年度までの温室効果ガスを2013年度比46%削減する目標にしていますが、世界をみるとEUは55%、イギリスは68%、アメリカ50～52%など最低でも50%以上の削減目標を掲げており、日本の目標はあまりにも低すぎます。

第二に、政府が7月に発表した「第6次エネルギー基本計画(素案)」では、2030 年度発電量に占める石炭火力の割合を 26%から 19%にするのみで、石炭火力からの撤退を表明していません。

すでに、イギリス・フランス・ドイツ・カナダなど多くの国々が撤退年限を表明し、EUは目標達成に向け、ガソリン車やディーゼル車の新車販売はハイブリット車を含め 2035 年に禁止する方針です。

このような世界の取組からみても、日本の温暖化対策はあまりにも遅れていると考えますが、市長の認識をうかがいます。

政府は、10 月にも「エネルギー基本計画(素案)」を閣議決定する予定ですが、石炭火力ゼロ、原発廃炉、再生可能エネルギーを抜本的に拡充する計画に改めること、また日本の「2050 年カーボンニュートラル」の目標を前倒しするよう国に要望することを求めます。ご所見をお示し下さい。

広島県内の産業部門で福山市は一番多く温室効果ガスを排出しており、対策を強化しなければなりません。県は温室効果ガス排出量の多い事業者に対し、削減実施状況報告書の提出を義務づけています。市内の鉄鋼や産業廃棄物処分事業者、百貨店や市民病院など約 50 事業所が報告書を提出しています。

しかし、2019 年度の報告書によるとCO₂や温室効果ガスの排出量が基準年より増加している事業所が複数あります。

県によると報告書の評価・助言・指導は行っていないとの事で、報告書の提出だけでは実効ある対策とは言えませんが、市長はこの問題をどのように考えておられるのでしょうか、お答え下さい。

市として地球温暖化対策計画書制度を導入し、その報告書を市が業種毎にとりまとめて情報を公開し、各事業者が互いの取組み状況を見える様にして市全体で促進することを求めます。ご所見をお示し下さい。

本年8月末現在、「2050 年二酸化炭素排出 実質ゼロ」を表明した自治体は 40 都道府県、394 市町村にのぼります。福山市もゼロ宣言を表明し、温暖化対策に向けてさらに具体的な手立てをとる事を求めます。お答え下さい。

市が公共施設を建設する際には、断熱性能の高い建築、照明や空調も省エネ型にして、エネルギー消費量をさらに抑える事を求めます。

また、市民全体で取組むために、断熱・省エネルギー住宅へのリフォーム、太陽光発電用パネルの設置、省エネ対応した場合の独自助成を行うことを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、地球温暖化対策についてであります。

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、日本においても激甚災害の頻発など、大きな被害を受けています。

地球温暖化対策に取り組むことが重要と考えています。

次に、日本の温暖化対策についてであります。全世界の共通課題として、日本においても 2050 年カーボンニュートラルに向け、温室効果ガスを 2013 年度(平成 25 年度)から 2030 年度(令和 12 年度)までに 46%削減することをめざすとしており、さらに 50%削減に向け挑戦を続けるとしています。

また、再生可能エネルギーについては、第 6 次エネルギー基本計画（素案）において、主力電源として最優先で最大限導入していくことをめざすとされています。

計画の見直しなどについて、国への要望は考えてい

ません。

次に、地球温暖化対策計画書制度の導入についてであります。エネルギー使用量が一定規模以上の事業者は、広島県の条例に基づき、温室効果ガス削減計画書を策定し、自主的な取組を行っています。

今後、広島県は、「第 3 次広島県地球温暖化防止地域計画」にもとづき、省エネが進んでいない事業者に対し、専門家を派遣するなど、サポートに取り組むこととされています。

また、省エネ法では、エネルギーの使用状況や省エネ対策を国に報告し、対策が不十分の場合、国が立入検査や指導などを行うことになっています。

次に、ゼロ宣言についてであります。

現在、国においては、2050 年カーボンニュートラルに向け、エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画などの見直しを行っており、今後、本市も環境基本計画を見直すこととしています。

次に、公共施設の省エネ化についてであります。建

建築物の新築及び大規模改修等においては、「福山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、より環境負荷を低減した施設としています。

次に、省エネ等に対する支援については、本市の環境基本計画の見直しを行う中で、検討していきます。

以上

浸水・盛土対策について

高木たけし市議：治水について伺います。

国交省は、温暖化による降雨量を前提に、全国 109 の一級河川について、水系ごとの流量を見直す、治水計画の全面見直しに着手します。芦田川についても見直しされるとのことです。具体についてお示しください。

芦田川の河川整備計画で、水呑の河道掘削は昨年度から行われ、草戸地区の堤防の浸透対策は今年度から始まっています。浸透対策は、10地区のうち3地区が完了しているのみです。未整備の残り6地区の整備時期は未定ですが、このうち3地区が高屋川になります。早急な整備を求めます。お示しください。

たびたび堤防が決壊している吉野川で、昨年度から危機管理型ハード対策が行われています。吉野川の堤防の天端部の舗装について計画をお示しください。

八田原ダム等の事前放流による洪水調節を最大限活用することができるようダムの堆砂除去を行うことを求めます。お示しください。

市長答弁：次に、芦田川の河川整備についてであります。

国においては、近年の豪雨により、洪水流量が、河川整備基本方針で定めた、長期的な目標流量を上回った河川について、順次、基本方針を見直すこととしています。

芦田川は、平成 30 年 7 月豪雨において、長期的な目標流量は超えませんでした。が、河川整備計画で定めた、当面の目標流量を上回ったため、昨年 12 月に、目標を引き上げ、整備計画を見直しました。

次に、芦田川の堤防浸透対策については、整備計画に位置付けられた、10 地区のうち、これまでに、3 地区を完成、今年度より、草戸地区に着手し、残りの 6 地区についても、計画的に事業を進めていくと聞いています。

引き続き、着実な実施を国に要望してまいります。

次に、吉野川については、県において、昨年度から、堤防浸透対策の工事に着手し、今年度、堤防の天端を

保護する舗装も含めて実施すると聞いています。

次に、八田原ダムについては、将来にわたって堆砂する容量を見込んだ整備が行われています。

土砂の堆積については、定期的な調査が行われており、現在、堆砂容量の範囲内であり、撤去する必要はないと聞いています。

高木たけし市議：浸水対策について伺います。

千田川の氾濫は、これまでたびたび起きています。今年も大雨のたびに、地域住民が、ポンプ場や市の窓口に排水ポンプの稼働を求める電話をかけ、家屋への浸水を防いでいるとのこと。千田川は、千田ポンプ場と千田排水機場のポンプを稼働させますが、農業用水の確保もあり、排水の調整は、なかなか困難な課題となっています。近年の異常気象により、道路冠水や家屋の浸水なども発生していることから、ポンプを稼働する基準水位の見直しや遊水池・貯留池の設置、千田川に監視カメラを設置し、ポンプ場や地域住民の自宅でモニターすることができるとなども検討すべきと考えますが、お示しください。また、千田川だけにとどまらず、他地域でも検討することを求めるものです。

ご所見をお示しください。

7月に起きた時間雨量64mmのゲリラ豪雨による内海町での床下、床上浸水について、浸水した原因、及び、解決策を業者へ委託し、対策を進めていくとのことでした。浸水被害の要因の一つに、排水ポンプの能力不足も指摘されていることから、ポンプ排水容量を増やすべきです。ご所見をお示しください。

また、今後どの地域でもゲリラ豪雨などにより、浸水することが考えられます。福山市でも、排水ポンプ自動車を持有することを求めます。ご所見をお示しください。

今年度、市内で国土交通省と県が所有するポンプ車が出動した回数をそれぞれお示しください。また出動要請に対応できなかった事例があれば、お答えください。

市長答弁：次に、浸水対策についてであります。

まず、千田ポンプ場の運転については、ポンプ場と千田小学校付近の2か所に水位計を設置し、水位を監視しながら迅速に排水作業を行っています。

なお、ポンプ場は、増設に向けて設計を進めています。

その過程で、遊水池等は必要ないことが確認でき
おり、現在、大雨時のポンプの運転水位について検討
を行っているところであります。また、その他の地域
を含め、主要なポンプ場には、水位計を設置して適切
な運転管理を行っていることから、現時点では、監視
カメラの設置は考えていません。

次に、内海町樋ノ口周辺の浸水対策については、時
間最大雨量 65mm というゲリラ豪雨と大潮の満潮が
重なった特異な状況において発生した浸水被害であ
ったことを踏まえ、再発防止対策の具体を年度内に取
りまとめてまいります。

次に、本市域における排水ポンプ車の配備について
であります。

水防体制の強化に向け、平成 30 年 7 月豪雨以降、
国土交通省福山河川国道事務所が 1 台、広島県東部建
設事務所が 2 台の排水ポンプ車を追加配備し、既存の
車両と合わせて、合計 5 台を確保しています。

次に、今年度の排水ポンプ車の出動回数は、国が 1

回、県が8回であり、出動要請に対応できなかった事例はありません。

こうした状況を踏まえ、本市において、新たに排水ポンプ車を配備する予定はありません。

高木たけし市議：床上浸水被害の上下水道料金の減免制度について、伺います。

本市は、2018年の豪雨災害で床上浸水被害にあった世帯に対して、7月分の水道、下水道の基本料金を減免しました。しかし、今年の大雨による床上浸水被害者に対して、減免しませんでした。床上浸水になると、清掃のため大量の水の使用や、家具、畳などの取り換えなど復旧のため多額の費用がかかります。今後も豪雨災害による床上浸水が多発することが考えられます。減免要綱を作り対応することを求めます。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、床上浸水被害の水道料金及び下水道使用料にかかる支援制度についてです。現在、自然災害などが原因で使用水量が増加した場合は、その全量を控除して料金を算定する制度を設けています。

高木たけし市議：災害見舞金について伺います。

床下浸水被害に対し、災害見舞金が支給されることを知らない市民が多くいます。市民へ周知するために、毎年、出水期前の市広報に、災害見舞金制度や、罹災証明書の取得方法などを掲載することを求めます。

福山市災害弔慰金の支給等に関する条例では、災害見舞金の支給について「住居が土砂の流入にあったとき」と規定しています。これは、2018年の豪雨災害後に、床下浸水被害にも見舞金を支給するために新たに加えられた規定で、議会質疑からもその経緯は明らかです。しかし、その条文に、「床下浸水」の文言がないために、床下浸水は支給対象にならないと誤解が生じた事例も起きています。

条例に「床下浸水」と明記することを求めます。ご所見をお示ください。

市長答弁：次に、災害見舞金の制度や、罹災証明書の取得方法については、市のホームページなどを通じて広く市民に周知しています。

また、災害により被害が生じた世帯等に対しては、個別訪問しています。

なお、福山市災害弔慰金の支給等に関する条例では、
床下浸水は災害見舞金の支給対象としていません。

高木たけし市議：盛土について伺います。

熱海で盛土を含めた土石流が起き、甚大な被害が起きました。

これを受け、国は、全国の盛土の安全について確認するとして、福山市にも、2000年以降に完了した盛土の調査が求められています。

現在、市内に、大規模盛土造成地が122箇所ありますが、それ以外の盛り土は、何箇所になるのか。お示してください。

熱海市の盛土を行った会社は、許可を必要としない面積で届け出を行い、熱海市が届け出を受理した直後、許可が必要な面積に拡大して、盛土に産業廃棄物も混ぜる不適切な行為を行っていました。

広島県では、搬出、搬入、埋め立てなどの土砂の適正処理について条例で、埋め立て区域の面積が2000㎡以上の場合は県知事の許可を必要としています。しかし、福山市には、2000㎡未満の規制がありません。広島市では、土砂堆積等規制条例が制定されており、体積500㎡以上、または、堆積区域の面積500㎡以上2000㎡未満の土砂堆積を行う場合には、市長の許可が必要となります。三原市、東広島市も

市独自の条例を制定し、規制しています。福山市でも、条例制定を行うことを求めるものです。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、盛土についてであります。法や条例に基づき、本市が許可等を行っている盛土が含まれている箇所は約 1700 か所です。市からの報告に基づき、現在、県において、点検が必要な箇所を抽出し、盛土の総点検につなげていくこととしています。

盛土にかかる規制については、静岡県熱海市の土砂災害を受け、全国知事会により、「法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること」を国に要望するなどの動きがあり、本市としても、国、県の動向を注視してまいります。

高木たけし市議：農業振興について、日本の農政の課題について質問します

いま日本の農業は危機に直面しています。2020年の農業の中心的な担い手は136万人となり5年前より40万人も減少しました。担い手の半数は70歳以上で農業を支えてきた世代の引退がすすみ、農山村の過疎が深刻化しています。

政府は食料・農業・農村基本計画で、2030年度の食料自給率を45%とする目標を示しています。しかし、日本のカロリーベース食料自給率は前年度から1ポイント低下し、先進諸国で最低の37%になりました。このような深刻な事態を招いたのは、歴代の自民党政権が米国や財界の言いなりに食料を外国に頼り、次々に農産物を輸入自由化し、国内農業を犠牲にしてきたからです。

市長は食料自給率が下がり続けている現状や日本の農政の課題をどのように受け止めておられるのでしょうか、ご所見をお示し下さい。

日本の農業のベースとも言うべき米農家も、その多くが存続の危機です。コロナ禍による需要の喪失で20年度の米価暴落に続き、21年度米さらに22年度米も暴落が危惧されています。米危機の責任を棚上げする一方で、ミニマムアクセス米77万トンの輸入を継続する国の

姿勢は許されません。

ある福山市内の米農家は「約 30 年前は、米 60 キロ約2万円だったが、今は1万2千円程度」「100 万円以上もする機械購入に消費税 10%もかかり毎年赤字」「このままでは農業は続けられない」と苦境を訴えています。この現状に対する市長の受け止めについてお答え下さい。

国に対し、輸入米を中止すること、過剰在庫を政府が買い取り市場から隔離すること、買い取った米を生活困窮者・学生・子ども食堂などへ大規模に供給することや、農業者戸別所得保障制度を復活させるよう求めることを要望します。ご所見をお示し下さい。

農業従事者支援について

福山市は農用地等の見直しに向けて、市内の農地所有者と担い手に対する実態調査をしました。本年3月の調査報告によると、農地所有者の 63%が 70 歳以上で、そのうちの 76%が今後、離農すると答えています。また、農業担い手の 62%が 60 歳以上で、担い手の内 36%が「規模縮小」や「離農する」と答えており、高齢化と離農対策は喫緊の課題です。

市は農業・林業・水産業の各分野を一体的に推進する「福山市農林水産振興ビジョン」を本年度中に策定します。農地の集約化や農業の民間事業者の参入を促進していくとの事ですが、本市は狭い農地が多く、農地集約も限界があります。また、就農者の約8割が小規模・家族農業です。2019年から2028年までを「家族農業10年」とすることが国連総会で決定し、小規模・家族農業保護の運動が世界で高まっています。

今後、市が策定する農林水産振興ビジョンに「家族農業10年」の理念を位置づけること、また農業・水産業従事者の所得補償や価格補償を市独自で行うことを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、農業振興についてであります。

本市の農業は、国が抱える課題と同様、多くの農家が、小規模兼業化する中で、単位面積当たりの収益性の低い水稻経営のため後継者が確保できず、高齢化した担い手を取り残される状況にあります。

農地を集約化し、集団化する中で、生産性の高い企業農業など、新たな担い手を呼び込み、稼げる農業を実現するため、現在、農林水産振興ビジョンを策定す

る中で、検討を行っています。

なお、国に対する要望や、市独自の所得補償などを行う考えはありません。

高木たけし市議：森林整備について質問します

国は、2018 年 5 月に成立した「森林経営管理法」を基に、温室効果ガス排出削減や災害防止のための森林整備を目的とした森林環境税及び森林環境譲与税を導入しました。2019 年度から、各自治体の人口と林業就業者数と私有林人工林面積の割合により森林環境譲与税が配分されていますが本市にはいくら配分され、どのように使用されたのでしょうか。また、成果と課題についてお答え下さい。

2024 年度から始まる森林環境税は、2023 年度末で期限切れとなる復興特別住民税に代わり、国民 1 人あたり年額 1000 円を徴収し、それを原資に、私有人工林の間伐などの森林整備を行う予定ですが、市民への課税総額はいくらになるのでしょうか。また本市は森林環境譲与税がいくら配分される見込みなののでしょうか、お答え下さい。

国民には課税する一方で企業には課税されません。温室効果ガス排出企業にこそ応分の税負担をするべきと考えますが、ご所見をお示し下さい。企業への課税と共に、森林整備の安定的な財源確保のために、国の林業予算の拡充を要望することを求めます。ご所見をお示し下さい。

下刈や間伐がされていない山の地表は日光が届かず、草木の根が張らないため土が痩せていきます。そのため大雨や台風などが発生した場合、根が水を十分に吸いきれず土砂崩れが発生しやすくなると言われています。本市も大雨の度に土砂災害が起きており一刻も早く、森林整備に取りかかる必要がありますが、今後の整備の考え方についてお答え下さい。

民有林の整備については、所有者の同意が必要です。しかし、森林経営管理法では、「公益に関わる時案で、森林所有者が経営管理の意向を示さない場合は市町村による管理権の設定が可能」としてはいますが、機械的に運用すれば財産権の侵害になりかねません。

所有者の確認をどのように行い、どのように同意を取るのでしょうか、お答え下さい。

市長答弁：次に、森林整備についてです。

2019 年度(令和元年度)から配分が開始された森林環境譲与税は、2020 年度(令和 2 年度)までの 2 年間で、約 7,200 万円であり、本郷町の人工林の整備などに活用しました。

今後は、災害に強い森林整備にも活用していくことを考えています。

森林環境税は、2024 年度(令和 6 年度)から、納税義務者に一律年 1000 円が課税され、本市への課税総額は、約 2 億 2700 万円で、配分される譲与税額は年約 7700 万円となります。

なお、温室効果ガスに係る企業等への応分の負担については、国において議論が進められています。

今後については、災害に強い森林整備の早期着手に向け、里山林の植生調査や落葉広葉樹を混栽する手法などの検討を行い、農林水産振興ビジョンに位置付けた上で、新年度から整備に着手したいと考えています。

また、森林所有者に対しても、理解と協力が得られるよう、説明を行ってまいります。

高木たけし市議： 鞆町の重要伝統的建造物群保存地区の拡大について、質問します

2017年11月に、鞆町の一部8.6ヘクタールが重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。鞆の浦は島嶼・海面・港・市街地・市街地後背の山々が一体的に保たれている歴史的風致の地域ですが、この特徴を活かした町づくりが求められます。

現在、市は伝建地区内の修理修景に取り組んでいますが、修理が必要な建造物と所有者同意のとれた物件はそれぞれ何件で、修理が何件終了したのか年度毎にお答え下さい。また、修理を進める上での課題についてお答え下さい。

2017年5月に市教育委員会が策定した「福山市鞆町伝統的建造物群保存対策調査報告書」の保存の第1の基本方針には、「今後の伝建地区範囲拡大と文化財指定等の推進、歴史的風致の保護」が掲げられていますが、この4年間、拡大の動きは見られません。

江戸時代の波止や船番所跡・古い雁木が残る道越地区の南部や、歴史的な神社や寺院を有する寺町地区は伝建地区の範囲から外れています。この2地区は、文化庁からも指摘されているように鞆町の町並み保存にとって最重要地区ではありますが、今後の伝建地区の拡大の見通

しについてお答え下さい。

近年、国の重要文化財である安国寺のある原町辺など、伝建未指定地域での空き家や建物の取り壊しが急増し、鞆の浦全体の歴史的景観価値の低下が懸念されています。このままでは貴重な建造物は次々に失われていきかねません。市長はこの現状をどう受け止めておられるでしょうか。ご所見をお示し下さい。

伝統的建造物群は、文化財保護法により「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」とされる文化財です。その対象は歴史上または芸術上価値が高い建物などと一体をなしてその価値を形成している景観とされ、海や島などの環境物件も含まれます。「美しい日本の歴史的風土 100 選」の一つに選定された鞆の浦は、仙酔島や海面を含む鞆の浦全体が価値ある歴史的風土として認められています。仙酔島を含めた伝建地区拡大が必要ではないでしょうか。現在、市は「仙酔島活性化基本構想」を策定中ですが、将来仙酔島が伝建地区に指定される事も念頭に置いた上で検討されているのでしょうか、それぞれお答え下さい。

伝建地区の拡大は住民合意が欠かせません。重伝建の学習会や説明会等を鞆の各町内会で開催し、意識醸成と住民合意を図りながらすす

めることを求めます。ご所見をお示し下さい。

教育長答弁：次に、鞆町の重要伝統的建造物群保存地区についてであります。

現在、地区内には、伝統的建造物としての価値を有している建築物が 280 件あり、その内の 259 件について、所有者からの同意を頂いています。これらの建築物について、

1998 年度(平成 10 年度)より修理を開始し、2020 年度(令和 2 年度)末までに、計 93 件の修理事業を実施しています。

年度ごとの修理件数は、重伝建選定後においては、2020 年度(令和 2 年度)までの 3 カ年において、それぞれ 8 件、5 件、10 件実施しています。

課題としては、地域住民の意識の更なる醸成や、修理技術者の育成と考えています。次に、地区の拡大についてであります。

現在は、地区内の伝統的建造物の修理・保存をしっかりとする段階であり、地区の拡大については、将

来に向けた検討課題と考えています。

次に、鞆の浦全体の歴史的景観についてであります。

伝建地区の区域外においても、歴史的価値が高い建築物については、文化財指定・登録を行うなど、歴史的景観の維持に努めています。

次に、仙酔島への伝建地区の拡大については、伝統的建造物が立地していないことから、選定基準上できません。

したがって、「仙酔島活性化基本構想」についても仙酔島への伝建地区の拡大は、念頭においていません。

次に、住民への意識啓発についてであります。本市では、来年7月に、(仮称)鞆町町並み保存拠点施設の供用開始を予定しています。

伝建制度そのものに対する理解を高めるため、この施設を周知・学習の場とし、町並み保存に対する意識を高めてまいります。

高木たけし市議：教育行政について コロナ禍での学校の統廃合について質問します

9月1日から、市内の小中学校と義務教育学校の教室で、原則1.5メートル以上の身体的距離が確保できない学年は、教室での学習と自宅でのオンライン学習を組み合わせた分散登校を行っています。

小中学校等 59 校が対象になった一方で、比較的小規模の学校は、分散登校する事もなく対面授業が継続できました。改めて小規模校の安全性や重要性が明らかになったのではないのでしょうか、教育長の受け止めをお答え下さい。

市教委は 2022 年度に想青学園を開校しようとしていますが、コロナ感染が収束していない中で、感染が広がり児童生徒に大きな影響を及ぼすことが危惧されます。統廃合の対象になる7小中学校のうち、千年小中学校以外の5つの小規模校は通常の授業が行えています。

コロナ禍だからこそ想青学園の開校は延期すべきです。ご所見をお示し下さい。

教育長答弁：次に、コロナ禍での学校再編について
です。学校再編は、子どもたちにとってより良い学び
の環境づくりのために進めているものです。

コロナ禍にあって、学校は、感染防止対策の徹底を図りながら、教育活動を行っています。

ポストコロナ期の学びを見据え、学校規模・学校配置の適正化に取り組んでいきます。

想青学園についても、2022 年(令和 4 年)4 月の開校に向け、引き続き準備を進めてまいります。

高木たけし市議：山野小学校と山野中学校について質問します

9月9日に開催された教育委員会議では、広瀬小中学校は 2022 年度から、山野小中学校の統廃合は1年延期し 2023 年度から廃止すること、今後の山野地域のあり方や再編後の教育機能について、地域や保護者と検討するための協議の場を設置すると報告されました。山野小中学校の統廃合の延期期間を1年とした理由をお答え下さい。

小規模特認校として学校を残して欲しいという地域や保護者の要望がありますが、今後の教育機能のあり方は、小規模特認校を含めて検討するのでしょうか。お答え下さい。

市教委は、児童生徒が少ないことを理由に統廃合を進めようとしています。しかし、早期から市のHPに学校再編の年月を掲載し、山野の

学校に通いたいという思いをとどまらせ、通学希望の相談にまともに応じなかったのは市教委ではありませんか。児童生徒数が減っている責任は市教委にもあります。

自然の中で、一人ひとりのペースを大切に特色ある学びを地域と一緒に保障している山野小中学校は、市がしっかりアピールしていけば通学希望者は増えます。山野町での小規模特認校の設置を求めます。また、多様な子どもの学びの場を奪い、地域の過疎化をすすめる学校統廃合計画は見直すことを強く要望します。お答え下さい。

教育長答弁：次に、山野小学校と山野中学校についてです。再編によりスタートする子どもたちの新しい学校生活に向けた準備期間等を考慮し、1年に限り延期することとしました。

山野小・中学校に通う子どもたちの個々の状況を踏まえながら、不安なく新たな学校生活を送れるよう取り組んでいきます。

山野地域における再編後の教育機能については、今後設置する地域の持続・活性化の取組に向けた協議の場の中で、地域・保護者の皆様と議論していきます。

引き続き、教育環境の整備充実を図るため、学校再編に取り組んでまいります。